

令和4年度 入園要項

名古屋あかつき幼稚園

1. 入園資格 3歳児（H30.4.2 ～ H31.4.1 生）4歳児（H29.4.2 ～ H30.4.1 生）
2. 募集人員 3年保育（3歳児） 84名 2年保育（4歳児） 若干名
3. 入園手続 所定の願書に必要事項を記入の上、入園料・検定料を添えてご提出下さい。
4. 願書受付 令和3年10月1日（金）より
5. 面接 10月7日（木）午後
6. 入園許可 入園面接を行い、集団生活に適應できる方に対して、入園を許可いたします。お子さまの心身に障害がある場合は受付以前にご相談下さい。
7. 服装 入園後は当園指定の制服・制帽を着用していただきます。
8. 諸費用
 《最初に必要な費用》
 入園料 3歳児 30,000 円 4歳児 20,000 円
 検定料 3,000 円
 制服・学用品等購入費 45,000 円 程度

 《毎月支払う費用》
 教育充実費 4,500 円 } 合 計 5,100 円
 母の会会費 600 円 }
 給食費 一食 350 円（税込） …毎月食数分徴収します。
 通園協力費 2,800 円（税込） …スクールバスで通園の方
9. その他
 - 幼児教育の無償化により、授業料の徴収は行いません。
 - 住民登録のある市町より、園を通じて「施設等利用給付」の認定手続きを受けていただきます。
 - 就労や介護などの理由で保育を必要とする方で、住民登録がある市町から「新2号認定（施設等利用給付2号認定）」を受けた方は、幼児教育の無償化にともなう預かり保育の補助を受けることができます。
 - 教育充実費には、正課指導料、行事費、絵本代、画材代、園内環境をより充実するための費用などが含まれています。
 - 優先入園制度があります。
 - 一旦納入された入園料・検定料はお返しできません。但し、入園を許可されなかった場合は、入園料をお返しいたします。

※ 問い合わせ 直接ご来園いただくか、電話でお問い合わせ下さい。

☎ (052) 801 - 5121

令和4年度 預かり保育のご案内

《チャオバンビーニクラブ》

対 象 者	すべての在園児が対象になります。
実 施 日	原則として、休園日を除く毎日（実施しない日もあります。）
実 施 時 間	保育終了後 午後5時まで
料 金	1時間 300円（税込）

《チャオバンビーニクラブ しろくまコース》

対 象 者	就労や介護など保育を必要とする方で、住民登録がある市町から「新2号認定（施設等利用給付2号認定）」を受けた方が、対象となります。
実 施 日	平日：原則として、休園日を除く毎日。（実施しない日もあります。） 長休：夏休み（夏期保育日を含む）、冬休み、春休み期間中の実施日。
実 施 時 間	平日：保育終了後 午後5時まで 長休：夏休み、冬休み、春休み期間中は、午前8時30分から午後5時まで。
料 金	平日：650円/1日、長休：950円/1日（税込）
そ の 他	1日当たり、450円の補助金給付を受けることができます。 保育を必要とする範囲内での利用となります。 利用人数には限りがありますので、利用できない場合もあります。

※「新2号認定」を受けるための基準は、保護者のいずれの方も以下の条件に該当する方です。
（名古屋市の認定基準）

保育の 必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期限
就労	月64時間以上、労働をすることを常態としていること。	最長で、お子さんの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること。	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること。	1 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、お子さんの就学前日まで 2 その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
発達援助	心身に発達の遅れのあるお子さんを監護しており、そのお子さんの障害の程度が別に定める基準を満たしていること。	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	下の子の育児休業中であること。	育児休業終了日の属する月の末日まで

（日進市の認定基準）

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
1 就労	居宅外で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること 居宅内で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
2 産前産後	出産予定日12週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内であること
3 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神または身体に障害を有する状態であること
4 介護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護していること
5 就学	月60時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 その他	虐待やDVのおそれがあること。 育児休業取得中の利用（当該年度4月1日時点で3歳以上児のみ。） 上記1～6に類する状態にあること。
8 求職活動	就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること

※その他の市町にお住まいの方は、お住まいの市町へお問い合わせください。